

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 28日

奈良県知事 殿

提出者

住 所 奈良県吉野郡大淀町大字福神8番1

氏 名 南和広域医療企業団
企業長 森川 東

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0747-54-5000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	南和広域医療企業団南奈良総合医療センター
事業場の所在地	吉野郡大淀町大字福神8番1
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

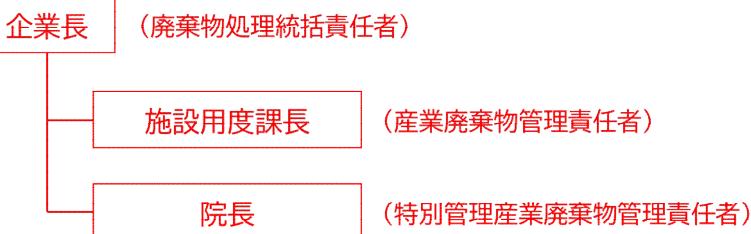
①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数 232床
③従業員数	450人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物についてはペールボックスに、他の非感染性廃棄物についてはプラスチック袋に収集し、一時保管倉庫に保管。 収集運搬、処分については業者委託。

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
排 出 量	967.07 t
(これまでに実施した取組)	
医療廃棄物を感染性廃棄物、産業廃棄物、一般廃棄物に区別し、図示するなどして互いに混入しないように処理している。 病院全体の診療内容・活動量がコロナ禍以前の状況に戻りつつあるが、コロナ禍で感染に対する意識が徹底されたため、コロナ禍以前の感染性廃棄物の量に戻ることはない。	
【目標】	
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
排 出 量	950 t
(今後実施する予定の取組)	
上記のように、コロナ禍以前の感染性廃棄物の量に減量することはおそらくないと思われる。したがってこれ以上増やさないように、医師・看護職員に対し再度分別に関して周知を徹底とともに、巡回を行うなど適切な指導を行い排出量の制に努める。	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物についてはペールボックスに、そのほかの非感染性廃棄物についてはプラスチック袋に収集し、お互いに混入しないように一時保管倉庫に保管。その後、委託処理をしている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 医師・看護職員に対し再度分別に関して周知を徹底し、分別方法の知識を高める。また、定期的に巡回を行い適切に分別がされているか指導を行う。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（ 年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類		
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類		
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（ 年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類		
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類		
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（ 年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	t
t	
(これまでに実施した取組)	
【目標】	
特別管理産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分を行つう 特別管理産業廃棄物の量	t
t	
(今後実施する予定の取組)	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（ 令和 6 年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
全処理委託量	967.07 t
優良認定処理業者への 処理委託量	967.07 t
再生利用業者への 処理委託量	t
認定熱回収業者への 処理委託量	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
(これまでに実施した取組) 開院当初より収集・運搬、処分については業者へ委託している。	

(第5面)

【目標】	
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
全処理委託量	950 t
優良認定処理業者への 処理委託量	950 t
再生利用業者への 処理委託量	t
認定熱回収業者への 処理委託量	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
②計画 (今後実施する予定の取組) 引続き分別を徹底し、排出量の削減につなげたい。	
【前年度（令和6年度）実績】	
特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	
967.07 t (今後実施する予定の取組等) 引続き、適正な使用に努める。	
※事務処理欄	